

大分県報

平成三十年

号外（二四）

三月三十日

（金曜日）

目次

規 則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の制定：一

○規 則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十五号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（専ら職務に従事しなければならない介護職員）

第三条 条例第四条第四項ただし書の規則で定める介護職員は、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この条において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員とする。

（施設の基準）

第四条 条例第五条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当

該各号に定めるとおりとする。

一 談話室 入所者同士及び入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂 内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。

三 浴室 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

六 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

（構造設備）

第五条 条例第六条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を

二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第三十一条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第三十一条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第六条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第六条第三項の介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

三 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同規則第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

四 階段には、手すりを設けること。

五 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

六 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（文書の交付に代わる重要事項の明示方法等）

第六条 条例第七条の規則で定める方法は、入所申込者又はその家族からの申出に基づき、電子情報処理組織（介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項にお

いて同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第七条に規定する重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第三項に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は第四項に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

3 介護医療院は、重要事項を第一項各号に掲げる方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項に規定する承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。（支払を受けることができる費用等）

第七条 条例第十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により

当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生省告示第百二十三号。以下「特別な居室等の提供に係る基準等」という。)第一号の規定に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 特別な居室等の提供に係る基準等第二号の規定に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「利用料等に関する指針」という。)に定めるところによるものとする。

3 条例第十四条第四項後段の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第八条 条例第十六条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(計画担当介護支援専門員が行う業務)

第九条 条例第十七条第十三項の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、

その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。

二 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居室において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 条例第三十七条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。

五 条例第三十九条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(特殊な療法、新しい療法等)

第十条 条例第十八条第五号の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める療法等(平成十二年厚生省告示第百二十四号)に規定するものとする。

2 条例第十八条第六号の規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成十二年厚生省告示第百二十五号)に規定する医薬品とする。

(管理者が職務に従事することができる他の事業所等)

第十一条 条例第二十六条ただし書の規則で定める事業所等は、次に掲げる事業所等とする。

一 同一敷地内にある他の事業所、施設等

二 サテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この号において「指定地域密着型サービス基準」という。)第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。)

又はサテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。)

(運営規程に定める事項)

第十二条 条例第二十八条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。)

四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 五 施設の利用に当たつての留意事項
 六 非常災害対策
 七 苦情処理に関する事項
 八 虐待防止に関する事項
 九 その他施設の運営に関する重要事項
 （感染症等の発生等を防止するための措置）

第十三条 条例第三十二条第二項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号）に沿った対応を行うこと。

2 条例第三十二条第三項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査の業務
- 二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- 四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

3 前項各号に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同規則第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療

機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九条の十三中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。
 （事故の発生等を防止するための措置）

第十四条 条例第三十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
 （整備等を行うべき記録）

第十五条 条例第四十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 施設サービス計画
 - 二 条例第十二条第四項に規定する居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
 - 三 条例第十三条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 四 条例第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 五 条例第二十五条に規定する市町村への通知に係る記録
 - 六 条例第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 七 条例第三十九条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 （ユニット型介護医療院の施設及び設備）
- 第十六条** 条例第四十五条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 共同生活室 イからハまでに定めるとおりとする。
 - イ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - ロ 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - ハ 必要な設備及び備品を備えること。

二 洗面設備 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

ロ 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

三 便所 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

四 浴室 イ及びロに定めるとおりとする。

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

2 前項第四号に掲げる施設は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 条例第四十五条第三項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第五十四条において準用する条例第三十一条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第五十四条において準用する条例第三十一条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

4 条例第四十五条第四項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増

員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

5 条例第四十五条第五項のユニット型介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

三 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同規則第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

四 階段には、手すりを設けること。

五 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすることができる。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

六 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（ユニット型介護医療院が支払を受けることができる費用等）

第十七条 条例第四十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サー

ビス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 特別な居室等の提供に係る基準等第一号の規定に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 特別な居室等の提供に係る基準等第二号の規定に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるものとする

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第四十六条第四項後段の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第十八条 条例第四十七条第八項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に對し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（ユニット型介護医療院の運営規程に定める事項）

第十九条 条例第五十一条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 苦情処理に関する事項

九 虐待防止に関する事項

十 その他施設の運営に関する重要事項

（準用）

第二十条 第六条、第九条から第十一条まで、第十三条から第十五条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第六条第一項中「第七条」とあるのは「第五十四条において準用する条例第七条」と、第九条中「第十七条第十三項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第十三項」と、同条第四号中「第三十七号第二項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十七号第二項」と、同条第五号中「第三十九号第三項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十九号第三項」と、第十号第一項中「第十八号第五号」とあるのは「第五十四条において準用する条例第十八号第五号」と、同条第二項中「第十八号第六号」とあるのは「第五十四条において準用する条例第十八号第六号」と、第十一条中「第二十六条ただし書」とあるのは「第五十四条において準用する条例第二十六条ただし書」と、第十三条第一項中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十二条第二項」と、同条第二項中「第三十二条第三項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十二条第三項」と、第十四条中「第三十九号第一項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十九号第一項」と、第十五条中「第四十一条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第四十一条第二項」と、同条第二号中「第十二条第四項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第十二条第四項」と、同条第三号中「第十三条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第十三条第二項」と、同条第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と、同条第五号中「第二十五条」とあるのは「第五十四条において準用する条例第二十五条」と、同条第六号中「第三十七号第二項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十七号第二項」と、同条第七号中「第三十九号第三項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十九号第三項」と読み替えるものとする。

(委任)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第五条第三項第一号及び第十六条第五項第一号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を二以上設けることができる」とする。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条第三項第五号イ及び第十六条第五項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

4 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第五条第三項第一号及び第十六条第五項第一号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を二以上設けることができる」とする。

5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間

に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条第三項第五号イ及び第十六条第五項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。